

## 保育施設における木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、学校法人正和学園（以下「甲」という。）、ナフ・アーキテクトアンドデザイン株式会社（以下「乙」という。）、東京都（以下「丙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

### 1 目的

この協定は、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2 建築物木材利用促進構想

#### （1）甲による木材の利用の促進に関する構想

##### ア 構想の内容

甲は、令和 4 年 9 月に開園した PAL 国際保育園@東京外大を木造で建設したほか、所有する他の保育施設の木質化を進めるなど、子どもたちが自然を身近に感じられる環境での保育に取り組んできている。今後も、保育施設等の整備にあたり、木材を積極的に活用することにより、カーボンニュートラルの実現、森林整備の促進など、SDGs の達成と地域産業の活性化に貢献するとともに、これまでに整備してきた施設等を活用し、より一層の木育活動に取り組んでいく。

##### イ 構想の達成に向けた取組の内容

- （ア） 甲は、施設や遊具等の新設やメンテナンス等にあたり、多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）を積極的に活用する。
- （イ） 甲は、木製遊具等を活用し、園児に対する木育活動を推進するほか、施設を訪れる国内外の関係者に対し、イベント等を通じて木材の利用意義や良さを発信する。
- （ウ） 甲は、乙と連携し、保育環境における木造化・木質化について情報共有及び意見交換を行うことにより、保育施設等の木造化・木質化を実現していく。

#### （2）乙による木材の利用の促進に関する構想

##### ア 構想の内容

乙は、令和 4 年 9 月に開園した PAL 国際保育園@東京外大や甲の所有する他の保育施設の設計に当たり、木造化・木質化を推進するなど、甲とともに保育空間における木材の積極的な活用に取り組んできている。今後も、甲が所有する施設の木造化・木質化の設計等に協力することにより、カーボンニュートラルの実現、森林整備の促進など、SDGs の達成と地域産業の活性化に貢献していく。

##### イ 構想の達成に向けた取組の内容

- （ア） 乙は、甲が所有する施設の整備や改築等にあたり、多摩産材等を積極的に活用した設計を行う。
- （イ） 乙は、甲が所有する施設の木造化・木質化について、建築専門誌等の媒体を通じて、情報発信や PR を行う。
- （ウ） 乙は、甲と連携し、保育環境における木造化・木質化について情報共有及び意見交換を行うとともに、設計に協力し、保育施設等の木造化・木質化を実現していく。

### 3 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対し、情報共有・意見交換への協力、甲及び乙の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

### 4 構想の対象区域

東京都千代田区、港区、目黒区、渋谷区、府中市、町田市

### 5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲及び乙から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から 5 年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

### 6 その他

#### （1）実施状況の報告

甲及び乙は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、年度末時点の事業実績報告書を作成し、丙に提出するものとする。加えて、甲及び乙は、協定終了年度末時点において協定全体に係る協定実績報告書を作成し、丙に提出するものとする。

#### （2）協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### （3）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用（平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号）4（6）の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 3 通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

甲 東京都町田市山崎町 2 2 6 1-1  
学校法人正和学園  
理事長 齋藤 祐善

乙 東京都世田谷区奥沢二丁目 1 2 番 3 号 丸長ビル 2 0 2  
ナフ・アーキテクトアンドデザイン株式会社  
取締役 中佐 昭夫

丙 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都知事 小池 百合子